

陸前高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

〔 令和 6 年 4 月 1 日 〕
〔 陸前高田市告示第 5 3 号 〕

（趣旨）

第 1 この要綱は、津波による浸水、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において、危険住宅の移転（当該住宅に代わるべき住宅の建設及び購入を含む。）を促進し、住宅の災害を防止するため、危険住宅の移転に対し、予算の範囲内で陸前高田市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、陸前高田市補助金交付規則（昭和 33 年規則第 2 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 危険住宅 津波による浸水、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅をいう。

ア 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号、以下「法」という。）第 39 条第 1 項の規定に基づき指定した災害危険区域

イ 法第 40 条の規定に基づき建築を制限した区域

ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条の規定に基づき岩手県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、ウに掲げる区域に指定される見込みのある区域

(2) 移転 住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け国住市第 454 号、国住街第 236 号、国住指第 4984－2 号、国住備第 162 号国土交通省住宅局長通知）の適用を受けて、危険住宅の除去等、危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）を行う事業をいう。

（補助対象者等）

第 3 補助金の対象者、対象事業及び金額については、別表第 1 のとおりとする。

(提出書類)

第4 規則の規定により提出する書類に添付する関係書類は別表第2のとおりとする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第3関係）

補助経費の区分	補助対象者及び補助対象事業	補助金額
(1) 危険住宅の除去等に要する経費	移転を行う者に対して危険住宅の除去等に要する費用を補助する。	除却に要する費用は、1戸当たり当該年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用（動産移転費等）は、1戸当たり97万5千円を限度とする。
(2) 危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を補助する。	1戸当たり421万円（建物325万円、土地96万円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯、地震防災対策強化地域、保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域及び出水による災害危険区域については、1戸当たり731万8千円（建物465万円、土地206万円、敷地造成60万8千円）を限度とする。

別表第 2（第 4 関係）

条 項	提出書類
規則第 3 条の規定による書類	1 事業（変更）計画書（様式第 1 号） 2 補助金交付申請額（変更）算出調書（様式第 2 号）
規則第 5 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による書類	1 事業（変更）計画書（様式第 1 号） 2 補助金交付申請額（変更）算出調書（様式第 2 号）
規則第 12 条第 1 項の規定による書類	1 実績調書（様式第 3 号） 2 危険住宅の除去前及び除去後の写真

様式第 1 号（別表第 2 関係）

年 月 日

事業（変更）計画書

地区名	除却等		建物助成			事業完了 予定期日	摘 要
	除却	延べ面積	建物	土地	敷地造成		
	戸	m ²	戸	戸	戸		

1 次の書類を添付すること。

- (1) 位置図（移転先も表示すること。）、付近見取図及び除却建物の配置図
（がけとの関連を示したもの）
- (2) 除却建物の求積図等（延べ面積が確認できるもの）

2 変更の場合は、変更前を下段に黒書し、変更後を上段に朱書すること。

補助金交付申請額（変更）算出調書

1 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分

世帯数	事業経費の配分			補助率	補助金交付申請額	備考
	事業費 経費名	補助対象 事業費	計			
計						

- 1 事業費経費名欄には「除却等に要する経費」又は「建設に要する経費」の別を記入すること。
- 2 変更の場合は、変更前を下段に黒書し、変更後を上段に朱書すること。

様式第3号 (別表第2 関係)

年 月 日

実績調書

1 補助事業の成果

地区名	除却等		建物助成			着手完了 年月日
	除却	延べ面積	建物	土地	敷地造成	
	戸	m ²	戸	戸	戸	
計						

2 精算補助金額算出調書

[illegible]